

外務省告示第三百六十一号

平成十三年九月二十八日、国際連合安全保障理事会において、テロ行為への資金供与防止等に関する次の決議が採択された。

平成十三年十月十二日

外務大臣 田中眞紀子

(訳文)

二千一年九月二十八日に安全保障理事会がその第四三八五会合において採択した決議第千三百七十三号

(二 一)

安全保障理事会は、

千九百九十九年十月十九日の決議第千二百六十九号(一九九九)及び二千一年九月十二日の決議第千三百六十八号(二 一)を再確認し、

また、二千一年九月十一日にニューヨーク、ワシントンD・C及びペンシルバニアで発生したテロの攻撃に対する明確な非難を再確認し、すべてのそのような行為を防止することについての同理事会の決意を表明し、

さらに、そのような行為は、国際テロリズムのあらゆる行為と同様に、国際の平和及び安全に対する脅威であることを再確認し、

決議第千三百六十八号(二 一)において改めて表明されたとおり、国際連合憲章によって認められた

個別的又は集団的自衛の固有の権利を再確認し、

国際連合憲章に従って、テロ行為によって引き起こされた国際の平和及び安全に対する脅威に対してあらゆる手段を用いて闘う必要性があることを再確認し、

世界の様々な地域において、不寛容又は過激主義に動機付けられたテロリズムの行為が増大していることを深く懸念し、

各国に対し、テロ行為を防止し抑止するために、一層の協力及びテロリズムに関する関係国際諸条約の完全な実施を通じることなどにより緊急に共同して取り組むことを求め、

各国が、自国の領域内における適法なすべての手段を通じ、あらゆるテロリズムの行為に対する資金供与及び準備を防止し抑止するための追加的な措置をとることによって、国際協力を補完する必要があることを認識し、

総会によって千九百七十年十月の同総会宣言（決議第二千六百二十五号（XXV））によって確立され、また、安全保障理事会によって千九百九十八年八月十三日の同理事会決議第千八百八十九号（一九九八）によって改めて表明された原則、すなわち、いずれの国も、他国においてテロ行為を組織し、教唆し、援助し若しくは

それに参加し、又は、このような行為を行うことを目的とした自国の領域内における組織的活動を黙認することを慎む義務を負うとの原則を再確認し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1. すべての国が次のことを行うことを決定する。

a テロ行為への資金提供を防止しまた抑止すること。

b 自国民による行為又は自国の領域内における行為であつて、テロ行為を実施するために使用されることを意図して又は使用されることを知りながら、手段のいかんを問わず、直接又は間接に、資金を故意に提供し又は収集する行為を犯罪化すること。

c テロ行為を行い若しくは行うことを試みた者の又はテロ行為の実行に参加し若しくは便宜を図る者の資金その他の金融資産又は経済資源、そのような者により直接又は間接に所有され又は支配されている団体の資金その他の金融資産又は経済資源並びにそのような者及び団体に代わつて又はそのような者及び団体の指示により行動する者及び団体の資金その他の金融資産又は経済資源（これらの者及びこれらの者と関係を有する個人及び団体により直接又は間接に所有され又は支配されている財産から生ずる資

金を含む。)を遅滞なく凍結すること。

d 自国民又は自国領域内のいかなる者及び団体に対しても、テロ行為を実行し若しくは実行を試み又はテロ行為の実行に便宜を図り若しくは参加する者の利益のために、そのような者により直接若しくは間接に所有され又は支配されている団体の利益のために及びそのような者に代わって又はそのような者の指示により行動する個人及び団体の利益のために、すべての資金、金融資産若しくは経済資源又は金融その他の役務を、直接又は間接に利用可能にすることを禁止すること。

2. また、すべての国が次のことを行うことを決定する。

- a テロ行為に関与する団体又は者に対して、能動的であれ受動的であれ、テロリスト集団のメンバーの採用の抑止、及びテロリストへの武器の供与の廃絶を含む、いかなる形態の支援を行うことも慎むこと。
- b 情報交換による他国への早期警報の提供を含むテロ行為の実行を防止するための必要な措置をとること。
- c テロ行為に対し資金を供与し、テロ行為を計画し、支援し若しくは実行する者又は安全な避難所を提供する者に対し安全な避難所を提供することを拒否すること。

d テロ行為に対し資金を供与し、テロ行為を計画し、テロ行為に便宜を図り又はテロ行為を実行する者が、他国又はその市民に対してこれらの行為を行うために自国の領域を使用することを防止すること。

e テロ行為に対する資金の供与、計画、準備若しくは実行又はテロ行為の支援に参加するすべての者を法に照らして裁くことを確保すると共に、テロ行為に対するその他の措置に加えて、そのようなテロ行為が自国の国内法令において重大な犯罪とされ、刑罰がそのようなテロ行為の重大さを適切に反映していることを確保すること。

f テロ行為に対する資金供与又はテロ行為の支援に関する犯罪捜査あるいは刑事訴訟手続に関連して、最大限の支援措置（各国が保有する刑事訴訟手続に必要な証拠の入手についての支援を含む。）を相互に提供すること。

g 国境並びに身分証明書及び旅行証明書の発行についての効果的な管理により並びに身分証明書及び旅行証明書の変造、偽造及び不正使用の防止措置を通じて、テロリストあるいはテロリスト集団の移動を防止すること。

3. すべての国に対し、次のことを行うことを求める。

- a 活動情報（特に、テロリスト個人又はテロリスト集団の活動又は動静、偽造又は変造された旅行証明書、武器、爆発物又は機微な物質の輸送、テロリスト集団による通信技術の使用及びテロリスト集団による大量破壊兵器の保有により生じる脅威に関連する情報）の交換を強化しかつ加速するための方途を見つけていること。
- b 国際法及び国内法に従って情報交換を行うとともに、テロ行為の実行を防止するために行政上の及び司法上の事項に関し協力すること。
- c テロ攻撃を防止しかつ抑止し、かかる行為の犯人に対して行動をとるために、特に二国間又は多国間の取決め又は協定を通じて協力すること。
- d できるだけ早期に、千九百九十九年十二月九日のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を含め、テロリズムに関連する国際条約及び議定書の締約国となること。
- e 協力を強化し、関連する国際条約及び議定書並びに安全保障理事会決議第千二百六十九号（一九九九年）及び決議千三百六十八号（二〇〇一年）を完全に実施すること。
- f 庇護を求める者がテロ行為を計画し、テロ行為に便宜を図り又はテロ行為に参加していないことを確

保するために、これらの者に難民の地位を付与するに先立ち、関連する国内法及び国際法（人権の国際的な基準を含む。）に合致する、適当な手段をとること。

g 難民の地位が、テロ行為の犯人、組織者又は助長者により濫用されないこと及び政治的動機に関する請求がテロ行為の容疑者の引渡し請求の拒否の理由として認められないことを、国際法に従って、確保すること。

4 国際テロリズム及び国際組織犯罪、麻薬、資金洗浄、武器の不法取引並びに核・化学・生物その他潜在的に致死性を有する物質の不法な移動の間の緊密な関連を懸念をもって留意し、この観点から、国際の安全に対する重大な挑戦と脅威に対するグローバルな対応を強化するため、国内的、準地域的、地域的及び国際的レベルにおける努力の調整を高める必要性を強調すること。

5 テロリズムの行為、方法及び慣行は国際連合の目的及び原則に反するものであること並びに意図的にテロ行為に対し資金提供し、テロ行為を計画し、教唆することも国際連合の目的と原則に反することを宣言する。

6 安全保障理事会仮手続規則の規則二十八に従って、適切な専門的知見の支援を得ながら、この決議の実

施を監視するため、安全保障理事会のすべての理事国により構成される安全保障理事会の委員会を設置することを決定するとともに、すべての国は、この決議を実施するためにとった措置について、この決議の採択の日から九十日以内に、かつ、その後は委員会によって提案される日程に従って、委員会に対して報告するよう要請する。

7・委員会は、事務総長と協議しつつ、その任務の概要を策定し、この決議の採択後三十日以内に作業計画を提出し、委員会が必要とする支援を検討するよう命ずること。

8・憲章の下で同理事会の責任に従って、この決議の完全な実施を確保するため、すべての必要な手順をとる決意を表明する。

9・この問題に引き続き関与することを決定する。